

公益財団法人豊田市文化振興財団 令和7年12月臨時理事会

令和7年12月25日（木）午前10時30分

豊田市民文化会館 多目的ホール

次 第

1 開 会

2 議 題

議案第13号 令和7年度公益財団法人豊田市文化振興財団補正予算について

議案第14号 令和8年1月臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項について

議案第15号 公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則の一部を改正する規則について

議案第16号 公益財団法人豊田市文化振興財団再任用職員給与規則の一部を改正する規則について

議案第17号 公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員給与規則の一部を改正する規則について

議案第18号 公益財団法人豊田市文化振興財団契約規則の一部を改正する規則について

議案第19号 役員等賠償責任保険契約の決定について

3 報告事項

理事長、副理事長及び専務理事の職務の執行状況について

4 そ の 他

(1) 令和8年度文化表彰の候補者推薦について

(2) 令和8年3月定時理事会の日程について

令和8年3月19日（木）午後2時

会場 豊田市民文化会館 多目的ホール

公益財団法人 豊田市文化振興財団 役員

役 職 名	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
理 事 長	豊 田 彬 子	公益財団法人あすて 理事長
副理事長	杉 山 基 明	元豊田市副市長
専務理事	藤 本 聡	公益財団法人豊田市文化振興財団
理 事	青 木 勉	豊田市地域活躍部長
理 事	河 木 照 雄	豊田商工会議所 副会頭
理 事	杉 坂 盛 雄	ひまわりネットワーク株式会社 常務取締役
理 事	曾 我 史 人	豊田市こども・若者部長
理 事	花 光 博 之	トヨタ自動車株式会社 総務部渉外室 第1グループ長
理 事	八 木 健 次	豊田市魅力創造部長
監 事	兼 子 浩 一	税理士
監 事	竹 内 未 帆	豊田市総務部 副部長

令和7年度 議案第13号

令和7年度公益財団法人豊田市文化振興財団補正予算について

上記の議案を提出する。

令和7年12月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、令和7年度予算の補正を行い、適正な執行を図りたいからである。

補正予算書（損益ベース）

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

全会計

(単位：円)

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,243,000	0	1,243,000
基本財産受取利息	1,243,000	0	1,243,000
特定資産運用益	1,462,000	0	1,462,000
退職給付引当資産受取利息	1,282,000	0	1,282,000
傷害互助会積立資産受取利息	180,000	0	180,000
受取会費	4,875,000	0	4,875,000
会員受取会費	4,875,000	0	4,875,000
事業収益	92,990,000	110,000	93,100,000
市民文化会館事業収益	7,287,000	0	7,287,000
総合野外センター事業収益	16,065,000	60,000	16,125,000
青少年センター事業収益	405,000	0	405,000
科学体験館事業収益	1,630,000	0	1,630,000
文化事業収益	8,785,000	50,000	8,835,000
コンサートホール事業収益	50,103,000	0	50,103,000
市民文化会館販売事業収益	1,705,000	0	1,705,000
総合野外センター販売事業収益	22,000	0	22,000
交流館販売事業収益	5,928,000	0	5,928,000
産業文化センター販売事業収益	631,000	0	631,000
青少年センター販売事業収益	241,000	0	241,000
教職員会館販売事業収益	188,000	0	188,000
受取補助金等	1,511,537,000	0	1,511,537,000
受取人事管理補助金	1,511,537,000	0	1,511,537,000
事業受託収益	1,131,497,000	0	1,131,497,000
指定管理等収益	1,121,811,000	0	1,121,811,000
青少年センター事業受託収益	2,162,000	0	2,162,000
シニアアカデミー受託収益	7,524,000	0	7,524,000
受取助成金	1,800,000	0	1,800,000
受取助成金	1,800,000	0	1,800,000
受取負担金	188,942,000	9,950,000	198,892,000
受取市民文化会館事業負担金	394,000	0	394,000
受取総合野外センター事業負担金	830,000	0	830,000
受取青少年センター事業負担金	11,119,000	0	11,119,000
受取文化事業負担金	67,835,000	9,950,000	77,785,000
受取コンサートホール事業負担金	108,764,000	0	108,764,000
受取保険金等	4,700,000	0	4,700,000
受取掛金	3,750,000	0	3,750,000
受取保険金	950,000	0	950,000
受取寄付金	140,000	0	140,000
受取寄付金	140,000	0	140,000
受取寄付金振替額	0	0	0

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
雑収益	400,000	0	400,000
受取利息	400,000	0	400,000
経常収益計	2,939,586,000	10,060,000	2,949,646,000
(2) 経常費用			
事業費	2,944,797,000	10,060,000	2,954,857,000
役員報酬	7,635,000	0	7,635,000
給料手当	1,144,860,000	0	1,144,860,000
法定福利費	216,096,000	0	216,096,000
福利厚生費	2,305,000	0	2,305,000
賞与引当金繰入額	95,825,000	0	95,825,000
退職給付費用	61,218,000	0	61,218,000
賃金	1,795,000	0	1,795,000
報償費	71,913,000	60,000	71,973,000
旅費	5,439,000	0	5,439,000
交際費	120,000	0	120,000
消耗品費	50,612,000	0	50,612,000
燃料費	14,374,000	0	14,374,000
食糧費	1,673,000	0	1,673,000
印刷製本費	28,176,000	0	28,176,000
光熱水費	235,387,000	0	235,387,000
修繕費	52,106,000	0	52,106,000
医薬材料費	156,000	0	156,000
賄材料費	11,916,000	0	11,916,000
通信運搬費	18,363,000	0	18,363,000
広告料	4,687,000	0	4,687,000
手数料	45,725,000	2,500,000	48,225,000
筆耕翻訳料	253,000	0	253,000
保険料	6,957,000	0	6,957,000
委託料	739,770,000	7,500,000	747,270,000
使用料	114,410,000	0	114,410,000
原材料費	540,000	0	540,000
負担金	8,551,000	0	8,551,000
寄付金	500,000	0	500,000
公課費	2,092,000	0	2,092,000
見舞金	1,343,000	0	1,343,000
管理費	4,388,000	0	4,388,000
役員報酬	470,000	0	470,000
給料手当	1,145,000	0	1,145,000
法定福利費	245,000	0	245,000
福利厚生費	71,000	0	71,000
賞与引当金繰入額	96,000	0	96,000
退職給付費用	61,000	0	61,000
報償費	506,000	0	506,000
旅費	7,000	0	7,000
交際費	137,000	0	137,000
消耗品費	42,000	0	42,000
燃料費	6,000	0	6,000
食糧費	10,000	0	10,000

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
印刷製本費	113,000	0	113,000
光熱水費	12,000	0	12,000
修繕費	9,000	0	9,000
賄材料費	6,000	0	6,000
通信運搬費	28,000	0	28,000
手数料	326,000	0	326,000
保険料	13,000	0	13,000
使用料	295,000	0	295,000
負担金	749,000	0	749,000
公課費	41,000	0	41,000
経常費用計	2,949,185,000	10,060,000	2,959,245,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 9,599,000	0	△ 9,599,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 9,599,000	0	△ 9,599,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 9,599,000	0	△ 9,599,000
当期一般正味財産増減額	△ 9,599,000	0	△ 9,599,000
一般正味財産期首残高	73,023,823	6,750,118	79,773,941
一般正味財産期末残高	63,424,823	6,750,118	70,174,941
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	412,435,000	0	412,435,000
指定正味財産期末残高	412,435,000	0	412,435,000
Ⅲ 正味財産期末残高	475,859,823	6,750,118	482,609,941

令和7年度公益財団法人豊田市文化振興財団補正予算の概要

【要旨】

事業受託収益等の増に伴い、経常収益を10,060千円増額し2,949,646千円、経常収益増に伴う事業費の増のため、経常費用を10,060千円増額し2,959,245千円に補正する。

また、前年度決算による期末残高の確定に伴い、当年度の一般正味財産の期首残高を6,750千円増額し79,774千円に補正する。以上により、一般正味財産期末残高を70,175千円、正味財産期末残高を482,610千円に補正する。

(単位：千円)

科 目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
【一般正味財産増減の部：経常増減の部】				
事業収益	92,990	110	93,100	・ 野外センター 事業への参加費を増額したことによる事業収益の増60千円 ・ 文化事業課 文化会館50周年記念事業への参加費を増額することによる事業収益の増50千円
受取負担金	188,942	9,950	198,892	・ 文化事業課 文化会館50周年記念事業への豊田市からの負担金が増額されることによる受取負担金の増9,950千円
経常収益計	2,939,586	10,060	2,949,646	
事業費	2,944,797	10,060	2,954,857	・ 事業費の増10,060千円（うち、報償費60千円増、手数料2,500千円増、委託料7,500千円増）
経常費用計	2,949,185	10,060	2,959,245	
一般正味財産期首残高	73,024	6,750	79,774	・ 令和6年度決算に伴い、一般正味財産が当初予算より増加したため。
一般正味財産期末残高	63,425	6,750	70,175	
【指定正味財産増減の部】				
指定正味財産期首残高	412,435	0	412,435	
指定正味財産期末残高	412,435	0	412,435	
【正味財産期末残高】				
正味財産期末残高	475,860	6,750	482,610	

令和7年度 議案第14号

令和8年1月臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項について

上記の議案を提出する。

令和7年12月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、定款第23条第1項の規定に基づき、評議員会の招集の決議を得たいからである。

令和8年1月臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項について

1 開催日時 令和8年1月27日（火）午前10時30分～

2 開催場所 豊田市民文化会館 会議室A

3 目的である事項

議案第8号 公益財団法人豊田市文化振興財団評議員の選任について

評議員候補者

氏 名	所属・役職等	備 考
大 竹 哲 也	株式会社アドヴィックス Executive Advisor	新 任

任期：令和11年6月開催予定の定時評議員会終結の時まで（4年）

議案第9号 公益財団法人豊田市文化振興財団理事の選任について

理事候補者

氏 名	所属・役職等	備 考
佐 伯 英 恵	豊田市教育委員会 委員	新 任

任期：令和9年6月開催予定の定時評議員会終結の時まで（2年）

令和7年度 議案第15号

公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和7年12月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、豊田市からの「令和7年人事院勧告に準じた市協会公社等における給与見直しについて」の通知に伴い、給料月額の引上げ並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行いたいからである。

公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則の一部を改正する規則

第1条 公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則（平成23年3月29日議決）の一部を次のように改正する。

第30条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第31条第3項中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第4項中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第10条関係)

(単位:円)

職員の 区分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1号給	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2号給	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3号給	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4号給	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5号給	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6号給	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7号給	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8号給	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9号給	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10号給	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11号給	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12号給	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13号給	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14号給	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15号給	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16号給	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17号給	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18号給	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19号給	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20号給	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21号給	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22号給	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23号給	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24号給	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25号給	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26号給	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27号給	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28号給	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29号給	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30号給	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31号給	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32号給	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33号給	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34号給	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35号給	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36号給	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37号給	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38号給	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39号給	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40号給	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
	41号給	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42号給	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43号給	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44号給	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45号給	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46号給	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47号給	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48号給	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49号給	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50号給	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51号給	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
	52号給	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
	53号給	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
	54号給	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
	55号給	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	

(単位：円)

職員の 区分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	56号給	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
	57号給	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
	58号給	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
	59号給	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
	60号給	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
	61号給	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
	62号給	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
	63号給	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
	64号給	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
	65号給	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
	66号給	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
	67号給	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
	68号給	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
	69号給	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
	70号給	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
	71号給	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
	72号給	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
	73号給	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
	74号給	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
	75号給	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
	76号給	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
	77号給	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
	78号給	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
	79号給	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
	80号給	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
	81号給	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
	82号給	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
	83号給	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
	84号給	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
	85号給	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
	86号給	266,200	305,800	355,700				
	87号給	266,500	306,100	356,100				
	88号給	266,800	306,400	356,500				
	89号給	267,100	306,700	356,700				
	90号給	267,400	307,000	357,100				
	91号給	267,700	307,300	357,500				
	92号給	268,000	307,600	357,900				
	93号給	268,300	307,800	358,100				
	94号給		308,000	358,400				
	95号給		308,300	358,800				
	96号給		308,700	359,100				
	97号給		308,900	359,400				
	98号給		309,200	359,800				
	99号給		309,500	360,200				
	100号給		309,900	360,600				
	101号給		310,100	361,100				
	102号給		310,400	361,500				
	103号給		310,700	361,900				
	104号給		311,000	362,300				
	105号給		311,200	362,800				
	106号給		311,500	363,200				
	107号給		311,800	363,500				
	108号給		312,100	363,800				
	109号給		312,300	364,200				
	110号給		312,600					
	111号給		313,000					

(単位：円)

職員の 区分	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	112号給		313,300					
	113号給		313,500					
	114号給		313,700					
	115号給		314,000					
	116号給		314,400					
	117号給		314,600					
	118号給		314,800					
	119号給		315,100					
	120号給		315,400					
	121号給		315,700					
	122号給		315,900					
	123号給		316,200					
	124号給		316,500					
	125号給		316,800					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

第2条 公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則の一部を次のように改正する。

第30条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第4項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第31条第3項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第4項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和7年12月26日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則（以下「給与規則」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与規則の規定は、令和7年4月1日から適用し、同条の規定（給与規則第30条第3項及び第4項並びに第31条第3項及び第4項の改正規定に限る。）による改正後の給与規則の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与規則（以下「改正後の給与規則」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。

公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則の新旧対照表（第1条関係）

旧	新
(期末手当) 第30条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料、扶養手当及び調整手当の月額合計額（以下「基礎額」という。）に<u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。 4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。 5～8 (略) (勤勉手当) 第31条 (略) 2 (略) 3 勤勉手当の額は、第1項の職員が基準日現在において受け取るべき給料及び調整手当の月額合計額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、その期間の成績率（理事長が別に定める。）を乗じて得た額に、別表第10に定める職員の勤務期間の割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、<u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の105</u>」とあるのは、「<u>100分の50</u>」とする。 5～7 (略) 別表第1（第10条関係） (別添)	(期末手当) 第30条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料、扶養手当及び調整手当の月額合計額（以下「基礎額」という。）に<u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。 4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。 5～8 (略) (勤勉手当) 第31条 (略) 2 (略) 3 勤勉手当の額は、第1項の職員が基準日現在において受け取るべき給料及び調整手当の月額合計額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、その期間の成績率（理事長が別に定める。）を乗じて得た額に、別表第10に定める職員の勤務期間の割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、<u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは、「<u>100分の52.5</u>」とする。 5～7 (略) 別表第1（第10条関係） (別添)

別表第1 (第10条関係) 給料表比較表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級				2 級				3 級			
		現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率
		月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	183,500	195,800	12,300	6.70	230,000	242,000	12,000	5.22	265,300	276,300	11,000	4.15
	2	184,600	196,900	12,300	6.66	231,500	243,300	11,800	5.10	266,300	277,300	11,000	4.13
	3	185,800	198,100	12,300	6.62	233,000	244,700	11,700	5.02	267,300	278,300	11,000	4.12
	4	186,900	199,200	12,300	6.58	234,500	246,100	11,600	4.95	268,300	279,300	11,000	4.10
	5	188,000	200,300	12,300	6.54	236,000	247,500	11,500	4.87	269,300	280,300	11,000	4.08
	6	189,700	202,000	12,300	6.48	237,500	248,900	11,400	4.80	270,300	281,300	11,000	4.07
	7	191,300	203,600	12,300	6.43	239,000	250,300	11,300	4.73	271,300	282,200	10,900	4.02
	8	192,900	205,200	12,300	6.38	240,500	251,700	11,200	4.66	272,300	283,200	10,900	4.00
	9	194,500	206,700	12,200	6.27	242,000	253,100	11,100	4.59	273,300	284,200	10,900	3.99
	10	196,200	208,400	12,200	6.22	243,400	254,300	10,900	4.48	274,300	285,200	10,900	3.97
	11	197,800	210,000	12,200	6.17	244,800	255,600	10,800	4.41	275,300	286,200	10,900	3.96
	12	199,400	211,600	12,200	6.12	246,200	256,900	10,700	4.35	276,400	287,200	10,800	3.91
	13	201,000	213,100	12,100	6.02	247,400	258,100	10,700	4.32	277,400	288,200	10,800	3.89
	14	202,700	214,800	12,100	5.97	248,600	259,300	10,700	4.30	278,700	289,500	10,800	3.88
	15	204,400	216,500	12,100	5.92	249,800	260,500	10,700	4.28	280,000	290,800	10,800	3.86
	16	206,100	218,200	12,100	5.87	251,000	261,700	10,700	4.26	281,200	292,000	10,800	3.84
	17	207,400	219,400	12,000	5.79	252,100	262,800	10,700	4.24	282,500	293,200	10,700	3.79
	18	209,000	221,000	12,000	5.74	253,200	263,900	10,700	4.23	283,800	294,500	10,700	3.77
	19	210,600	222,600	12,000	5.70	254,300	265,000	10,700	4.21	285,000	295,700	10,700	3.75
	20	212,100	224,100	12,000	5.66	255,400	266,100	10,700	4.19	286,200	296,900	10,700	3.74
	21	213,600	225,600	12,000	5.62	256,400	267,000	10,600	4.13	287,300	297,900	10,600	3.69
	22	215,200	227,200	12,000	5.58	257,400	268,000	10,600	4.12	288,500	299,100	10,600	3.67
	23	216,800	228,800	12,000	5.54	258,400	269,000	10,600	4.10	289,800	300,300	10,500	3.62
	24	218,400	230,400	12,000	5.49	259,400	270,000	10,600	4.09	291,100	301,600	10,500	3.61
	25	220,000	232,000	12,000	5.45	260,400	271,000	10,600	4.07	292,400	302,900	10,500	3.59
	26	221,700	233,700	12,000	5.41	261,300	271,900	10,600	4.06	293,400	303,900	10,500	3.58
	27	223,000	235,000	12,000	5.38	262,200	272,700	10,500	4.00	294,400	304,900	10,500	3.57
	28	224,300	236,300	12,000	5.35	263,100	273,600	10,500	3.99	295,500	305,900	10,400	3.52
	29	225,600	237,600	12,000	5.32	263,900	274,400	10,500	3.98	296,600	307,000	10,400	3.51
	30	226,700	238,700	12,000	5.29	264,700	275,200	10,500	3.97	297,800	308,200	10,400	3.49
	31	227,800	239,800	12,000	5.27	265,500	276,000	10,500	3.95	298,900	309,300	10,400	3.48
	32	228,900	240,900	12,000	5.24	266,300	276,700	10,400	3.91	300,100	310,500	10,400	3.47
	33	230,000	242,000	12,000	5.22	267,000	277,400	10,400	3.90	301,300	311,600	10,300	3.42
	34	231,100	242,900	11,800	5.11	267,800	278,200	10,400	3.88	302,600	312,900	10,300	3.40
	35	232,200	243,800	11,600	5.00	268,600	279,000	10,400	3.87	303,900	314,200	10,300	3.39
	36	233,300	244,800	11,500	4.93	269,300	279,600	10,300	3.82	305,200	315,500	10,300	3.37
	37	234,400	245,800	11,400	4.86	270,000	280,300	10,300	3.81	306,500	316,700	10,200	3.33
	38	235,400	246,700	11,300	4.80	270,800	281,100	10,300	3.80	307,800	318,000	10,200	3.31
	39	236,400	247,600	11,200	4.74	271,600	281,800	10,200	3.76	309,100	319,300	10,200	3.30
	40	237,300	248,400	11,100	4.68	272,300	282,500	10,200	3.75	310,400	320,600	10,200	3.29
	41	238,200	249,200	11,000	4.62	273,000	283,200	10,200	3.74	311,700	321,900	10,200	3.27
	42	239,100	249,900	10,800	4.52	273,800	283,900	10,100	3.69	313,000	323,100	10,100	3.23
	43	239,900	250,500	10,600	4.42	274,600	284,600	10,000	3.64	314,300	324,400	10,100	3.21
	44	240,700	251,100	10,400	4.32	275,300	285,300	10,000	3.63	315,400	325,500	10,100	3.20
	45	241,400	251,800	10,400	4.31	276,000	286,000	10,000	3.62	316,300	326,400	10,100	3.19
	46	242,000	252,400	10,400	4.30	276,700	286,600	9,900	3.58	317,600	327,700	10,100	3.18
	47	242,600	253,000	10,400	4.29	277,400	287,300	9,900	3.57	318,900	329,000	10,100	3.17
	48	243,200	253,600	10,400	4.28	278,100	287,900	9,800	3.52	320,200	330,300	10,100	3.15
	49	243,800	254,100	10,300	4.22	278,800	288,600	9,800	3.52	321,400	331,400	10,000	3.11
	50	244,400	254,700	10,300	4.21	279,500	289,200	9,700	3.47	322,700	332,700	10,000	3.10
	51	245,000	255,300	10,300	4.20	280,200	289,900	9,700	3.46	323,900	333,900	10,000	3.09
	52	245,500	255,800	10,300	4.20	280,900	290,600	9,700	3.45	325,100	335,100	10,000	3.08
	53	246,000	256,200	10,200	4.15	281,500	291,100	9,600	3.41	326,400	336,400	10,000	3.06
	54	246,400	256,600	10,200	4.14	282,200	291,700	9,500	3.37	327,500	337,400	9,900	3.02
	55	246,700	256,900	10,200	4.13	282,800	292,300	9,500	3.36	328,600	338,500	9,900	3.01
	56	247,000	257,200	10,200	4.13	283,500	293,000	9,500	3.35	329,700	339,600	9,900	3.00
	57	247,300	257,500	10,200	4.12	284,100	293,600	9,500	3.34	330,400	340,300	9,900	3.00
	58	247,600	257,800	10,200	4.12	284,800	294,200	9,400	3.30	331,300	341,200	9,900	2.99
	59	247,900	258,100	10,200	4.11	285,400	294,800	9,400	3.29	332,000	341,900	9,900	2.98
	60	248,200	258,400	10,200	4.11	286,100	295,500	9,400	3.29	332,800	342,700	9,900	2.97
	61	248,500	258,700	10,200	4.10	286,700	296,100	9,400	3.28	333,600	343,500	9,900	2.97
	62	248,800	259,000	10,200	4.10	287,400	296,700	9,300	3.24	334,000	343,900	9,900	2.96
	63	249,100	259,300	10,200	4.09	288,000	297,200	9,200	3.19	334,600	344,400	9,800	2.93
	64	249,400	259,600	10,200	4.09	288,500	297,700	9,200	3.19	335,300	345,100	9,800	2.92
	65	249,700	259,900	10,200	4.08	289,000	298,200	9,200	3.18	336,100	345,900	9,800	2.92
	66	250,000	260,200	10,200	4.08	289,600	298,800	9,200	3.18	336,800	346,600	9,800	2.91
	67	250,300	260,500	10,200	4.08	290,100	299,300	9,200	3.17	337,500	347,300	9,800	2.90
	68	250,600	260,800	10,200	4.07	290,700	299,900	9,200	3.16	338,100	347,900	9,800	2.90
	69	250,900	261,100	10,200	4.07	291,200	300,300	9,100	3.13	338,600	348,400	9,800	2.89
	70	251,200	261,400	10,200	4.06	291,700	300,800	9,100	3.12	339,200	349,000	9,800	2.89

別表第1（第10条関係）給料表比較表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級				2 級				3 級			
		現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率
		月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%
	71	251,500	261,700	10,200	4.06	292,300	301,300	9,000	3.08	339,700	349,500	9,800	2.88
	72	251,800	262,000	10,200	4.05	292,900	301,900	9,000	3.07	340,300	350,100	9,800	2.88
	73	252,100	262,300	10,200	4.05	293,400	302,400	9,000	3.07	340,600	350,400	9,800	2.88
	74	252,400	262,600	10,200	4.04	293,900	302,800	8,900	3.03	341,100	350,900	9,800	2.87
	75	252,700	262,900	10,200	4.04	294,300	303,100	8,800	2.99	341,500	351,200	9,700	2.84
	76	253,000	263,200	10,200	4.03	294,600	303,400	8,800	2.99	341,900	351,600	9,700	2.84
	77	253,300	263,500	10,200	4.03	294,800	303,600	8,800	2.99	342,300	352,000	9,700	2.83
	78	253,600	263,800	10,200	4.02	295,100	303,900	8,800	2.98	342,800	352,500	9,700	2.83
	79	253,900	264,100	10,200	4.02	295,300	304,100	8,800	2.98	343,300	353,000	9,700	2.83
	80	254,200	264,400	10,200	4.01	295,600	304,400	8,800	2.98	343,800	353,500	9,700	2.82
	81	254,500	264,700	10,200	4.01	295,800	304,600	8,800	2.97	344,100	353,800	9,700	2.82
	82	254,800	265,000	10,200	4.00	296,000	304,800	8,800	2.97	344,500	354,200	9,700	2.82
	83	255,100	265,300	10,200	4.00	296,300	305,100	8,800	2.97	344,900	354,600	9,700	2.81
	84	255,400	265,600	10,200	3.99	296,500	305,300	8,800	2.97	345,300	355,000	9,700	2.81
	85	255,700	265,900	10,200	3.99	296,800	305,600	8,800	2.96	345,600	355,300	9,700	2.81
	86	256,000	266,200	10,200	3.98	297,100	305,800	8,700	2.93	346,000	355,700	9,700	2.80
	87	256,300	266,500	10,200	3.98	297,400	306,100	8,700	2.93	346,400	356,100	9,700	2.80
	88	256,600	266,800	10,200	3.98	297,700	306,400	8,700	2.92	346,800	356,500	9,700	2.80
	89	256,900	267,100	10,200	3.97	298,000	306,700	8,700	2.92	347,000	356,700	9,700	2.80
	90	257,200	267,400	10,200	3.97	298,300	307,000	8,700	2.92	347,400	357,100	9,700	2.79
	91	257,500	267,700	10,200	3.96	298,600	307,300	8,700	2.91	347,800	357,500	9,700	2.79
	92	257,800	268,000	10,200	3.96	299,000	307,600	8,600	2.88	348,200	357,900	9,700	2.79
	93	258,100	268,300	10,200	3.95	299,200	307,800	8,600	2.87	348,400	358,100	9,700	2.78
	94					299,400	308,000	8,600	2.87	348,800	358,400	9,600	2.75
	95					299,700	308,300	8,600	2.87	349,200	358,800	9,600	2.75
	96					300,100	308,700	8,600	2.87	349,500	359,100	9,600	2.75
	97					300,300	308,900	8,600	2.86	349,800	359,400	9,600	2.74
	98					300,600	309,200	8,600	2.86	350,200	359,800	9,600	2.74
	99					301,000	309,500	8,500	2.82	350,600	360,200	9,600	2.74
	100					301,400	309,900	8,500	2.82	351,000	360,600	9,600	2.74
	101					301,600	310,100	8,500	2.82	351,500	361,100	9,600	2.73
	102					301,900	310,400	8,500	2.82	351,900	361,500	9,600	2.73
	103					302,200	310,700	8,500	2.81	352,300	361,900	9,600	2.72
	104					302,500	311,000	8,500	2.81	352,700	362,300	9,600	2.72
	105					302,700	311,200	8,500	2.81	353,200	362,800	9,600	2.72
	106					303,000	311,500	8,500	2.81	353,600	363,200	9,600	2.71
	107					303,300	311,800	8,500	2.80	353,900	363,500	9,600	2.71
	108					303,600	312,100	8,500	2.80	354,200	363,800	9,600	2.71
	109					303,800	312,300	8,500	2.80	354,700	364,200	9,500	2.68
	110					304,200	312,600	8,400	2.76				
	111					304,600	313,000	8,400	2.76				
	112					304,900	313,300	8,400	2.76				
	113					305,100	313,500	8,400	2.75				
	114					305,300	313,700	8,400	2.75				
	115					305,600	314,000	8,400	2.75				
	116					306,000	314,400	8,400	2.75				
	117					306,200	314,600	8,400	2.74				
	118					306,400	314,800	8,400	2.74				
	119					306,700	315,100	8,400	2.74				
	120					307,000	315,400	8,400	2.74				
	121					307,400	315,700	8,300	2.70				
	122					307,600	315,900	8,300	2.70				
	123					307,900	316,200	8,300	2.70				
	124					308,200	316,500	8,300	2.69				
	125					308,500	316,800	8,300	2.69				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		月額 円	月額 円	引上額	引上率	月額 円	月額 円	引上額	引上率	月額 円	月額 円	引上額	引上率
		192,000	200,300	8,300	4.32	219,500	227,800	8,300	3.78	260,000	269,500	9,500	3.65

別表第1 (第10条関係) 給料表比較表

職員の 区分	職務 の級 号給	4 級				5 級				6 級			
		現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率
		月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	298,800	309,800	11,000	3.68	321,300	332,600	11,300	3.52	355,200	366,800	11,600	3.27
	2	300,300	311,300	11,000	3.66	323,100	334,400	11,300	3.50	356,900	368,500	11,600	3.25
	3	301,800	312,700	10,900	3.61	324,900	336,200	11,300	3.48	358,500	370,100	11,600	3.24
	4	303,200	314,100	10,900	3.59	326,600	337,900	11,300	3.46	360,100	371,700	11,600	3.22
	5	304,600	315,500	10,900	3.58	328,300	339,600	11,300	3.44	361,700	373,300	11,600	3.21
	6	305,700	316,600	10,900	3.57	330,000	341,300	11,300	3.42	363,500	375,100	11,600	3.19
	7	306,700	317,600	10,900	3.55	331,700	343,000	11,300	3.41	365,000	376,600	11,600	3.18
	8	307,900	318,800	10,900	3.54	333,400	344,600	11,200	3.36	366,600	378,200	11,600	3.16
	9	309,100	320,000	10,900	3.53	335,000	346,200	11,200	3.34	368,000	379,500	11,500	3.13
	10	310,700	321,600	10,900	3.51	336,700	347,900	11,200	3.33	369,600	381,100	11,500	3.11
	11	312,300	323,200	10,900	3.49	338,400	349,600	11,200	3.31	371,200	382,700	11,500	3.10
	12	313,900	324,800	10,900	3.47	340,000	351,200	11,200	3.29	372,700	384,200	11,500	3.09
	13	315,400	326,200	10,800	3.42	341,500	352,700	11,200	3.28	374,600	386,100	11,500	3.07
	14	317,000	327,800	10,800	3.41	343,100	354,300	11,200	3.26	376,500	388,000	11,500	3.05
	15	318,600	329,400	10,800	3.39	344,700	355,900	11,200	3.25	378,400	389,900	11,500	3.04
	16	320,200	331,000	10,800	3.37	346,200	357,400	11,200	3.24	380,200	391,700	11,500	3.02
	17	321,700	332,400	10,700	3.33	347,600	358,800	11,200	3.22	381,700	393,200	11,500	3.01
	18	323,400	334,100	10,700	3.31	349,300	360,500	11,200	3.21	383,500	395,000	11,500	3.00
	19	325,000	335,700	10,700	3.29	350,900	362,100	11,200	3.19	385,200	396,700	11,500	2.99
	20	326,600	337,300	10,700	3.28	352,500	363,700	11,200	3.18	386,800	398,300	11,500	2.97
	21	328,000	338,700	10,700	3.26	353,700	364,800	11,100	3.14	388,500	400,000	11,500	2.96
	22	329,700	340,400	10,700	3.25	355,200	366,300	11,100	3.13	389,900	401,400	11,500	2.95
	23	331,400	342,100	10,700	3.23	356,700	367,800	11,100	3.11	391,300	402,800	11,500	2.94
	24	333,000	343,700	10,700	3.21	358,200	369,300	11,100	3.10	392,700	404,200	11,500	2.93
	25	334,200	344,900	10,700	3.20	359,900	371,000	11,100	3.08	394,100	405,600	11,500	2.92
	26	336,100	346,800	10,700	3.18	361,700	372,800	11,100	3.07	395,300	406,800	11,500	2.91
	27	337,800	348,500	10,700	3.17	363,400	374,400	11,000	3.03	396,500	408,000	11,500	2.90
	28	339,400	350,100	10,700	3.15	365,100	376,100	11,000	3.01	397,500	409,000	11,500	2.89
	29	340,900	351,600	10,700	3.14	366,500	377,500	11,000	3.00	398,600	410,100	11,500	2.89
	30	342,500	353,200	10,700	3.12	367,800	378,800	11,000	2.99	399,800	411,300	11,500	2.88
	31	344,100	354,800	10,700	3.11	369,000	380,000	11,000	2.98	400,900	412,400	11,500	2.87
	32	345,700	356,400	10,700	3.10	370,400	381,400	11,000	2.97	402,000	413,500	11,500	2.86
	33	347,400	358,100	10,700	3.08	371,500	382,500	11,000	2.96	402,700	414,200	11,500	2.86
	34	349,200	359,900	10,700	3.06	372,400	383,400	11,000	2.95	403,400	414,900	11,500	2.85
	35	351,000	361,700	10,700	3.05	373,400	384,400	11,000	2.95	404,100	415,500	11,400	2.82
	36	352,800	363,500	10,700	3.03	374,500	385,400	10,900	2.91	404,800	416,200	11,400	2.82
	37	354,300	365,000	10,700	3.02	375,300	386,200	10,900	2.90	405,400	416,800	11,400	2.81
	38	355,700	366,400	10,700	3.01	376,200	387,100	10,900	2.90	406,000	417,400	11,400	2.81
	39	357,100	367,800	10,700	3.00	377,100	388,000	10,900	2.89	406,500	417,900	11,400	2.80
	40	358,500	369,200	10,700	2.98	377,900	388,800	10,900	2.88	406,900	418,300	11,400	2.80
	41	360,000	370,700	10,700	2.97	378,700	389,600	10,900	2.88	407,300	418,700	11,400	2.80
	42	360,800	371,500	10,700	2.97	379,500	390,400	10,900	2.87	407,500	418,900	11,400	2.80
	43	361,800	372,400	10,600	2.93	380,300	391,200	10,900	2.87	407,800	419,200	11,400	2.80
	44	362,800	373,400	10,600	2.92	381,000	391,900	10,900	2.86	408,100	419,500	11,400	2.79
	45	363,700	374,300	10,600	2.91	381,700	392,600	10,900	2.86	408,400	419,800	11,400	2.79
	46	364,800	375,400	10,600	2.91	382,400	393,300	10,900	2.85	408,700	420,100	11,400	2.79
	47	365,700	376,300	10,600	2.90	383,100	394,000	10,900	2.85	409,000	420,400	11,400	2.79
	48	366,700	377,300	10,600	2.89	383,800	394,700	10,900	2.84	409,300	420,700	11,400	2.79
	49	367,600	378,200	10,600	2.88	384,300	395,200	10,900	2.84	409,500	420,900	11,400	2.78
	50	368,300	378,900	10,600	2.88	384,900	395,800	10,900	2.83	409,800	421,200	11,400	2.78
	51	369,000	379,600	10,600	2.87	385,500	396,400	10,900	2.83	410,100	421,400	11,300	2.76
	52	369,600	380,200	10,600	2.87	386,200	397,100	10,900	2.82	410,400	421,700	11,300	2.75
	53	370,000	380,600	10,600	2.86	386,600	397,500	10,900	2.82	410,600	421,900	11,300	2.75
	54	370,600	381,200	10,600	2.86	387,200	398,100	10,900	2.82	410,900	422,200	11,300	2.75
	55	371,300	381,800	10,500	2.83	387,800	398,700	10,900	2.81	411,200	422,500	11,300	2.75
	56	372,000	382,500	10,500	2.82	388,300	399,200	10,900	2.81	411,500	422,800	11,300	2.75
	57	372,300	382,800	10,500	2.82	388,700	399,600	10,900	2.80	411,700	423,000	11,300	2.74
	58	373,000	383,500	10,500	2.82	389,300	400,200	10,900	2.80	412,000	423,300	11,300	2.74
	59	373,700	384,200	10,500	2.81	389,900	400,800	10,900	2.80	412,300	423,600	11,300	2.74
	60	374,300	384,800	10,500	2.81	390,400	401,300	10,900	2.79	412,500	423,800	11,300	2.74
	61	374,600	385,100	10,500	2.80	390,800	401,700	10,900	2.79	412,700	424,000	11,300	2.74
	62	375,100	385,600	10,500	2.80	391,300	402,200	10,900	2.79	413,000	424,300	11,300	2.74
	63	375,700	386,200	10,500	2.79	391,800	402,700	10,900	2.78	413,300	424,600	11,300	2.73
	64	376,300	386,800	10,500	2.79	392,400	403,300	10,900	2.78	413,500	424,800	11,300	2.73
	65	376,600	387,100	10,500	2.79	392,700	403,600	10,900	2.78	413,700	425,000	11,300	2.73
	66	377,200	387,700	10,500	2.78	393,100	404,000	10,900	2.77	414,000	425,300	11,300	2.73
	67	377,900	388,400	10,500	2.78	393,500	404,300	10,800	2.74	414,300	425,600	11,300	2.73
	68	378,500	389,000	10,500	2.77	393,900	404,700	10,800	2.74	414,500	425,800	11,300	2.73
	69	378,900	389,400	10,500	2.77	394,200	405,000	10,800	2.74	414,700	426,000	11,300	2.72
	70	379,400	389,900	10,500	2.77	394,500	405,300	10,800	2.74	415,000	426,300	11,300	2.72

別表第1（第10条関係）給料表比較表

職員の 区分	職務 の級 号給	4 級				5 級				6 級			
		現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率
		月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%
	71	380,000	390,500	10,500	2.76	394,800	405,600	10,800	2.74	415,300	426,600	11,300	2.72
	72	380,500	391,000	10,500	2.76	395,000	405,800	10,800	2.73	415,500	426,800	11,300	2.72
	73	381,000	391,500	10,500	2.76	395,200	406,000	10,800	2.73	415,700	427,000	11,300	2.72
	74	381,600	392,100	10,500	2.75	395,500	406,300	10,800	2.73				
	75	382,100	392,500	10,400	2.72	395,800	406,600	10,800	2.73				
	76	382,400	392,800	10,400	2.72	396,000	406,800	10,800	2.73				
	77	382,800	393,200	10,400	2.72	396,200	407,000	10,800	2.73				
	78	383,300	393,700	10,400	2.71	396,500	407,300	10,800	2.72				
	79	383,700	394,100	10,400	2.71	396,800	407,600	10,800	2.72				
	80	384,100	394,500	10,400	2.71	397,000	407,800	10,800	2.72				
	81	384,500	394,900	10,400	2.70	397,200	408,000	10,800	2.72				
	82	385,000	395,400	10,400	2.70	397,500	408,300	10,800	2.72				
	83	385,400	395,800	10,400	2.70	397,800	408,600	10,800	2.71				
	84	385,800	396,200	10,400	2.70	398,000	408,800	10,800	2.71				
	85	386,100	396,500	10,400	2.69	398,200	409,000	10,800	2.71				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		月額 円	月額 円	引上額	引上率	月額 円	月額 円	引上額	引上率	月額 円	月額 円	引上額	引上率
		279,700	290,100	10,400	3.72	294,900	305,700	10,800	3.66	320,600	331,900	11,300	3.52

別表第1（第10条関係）給料表比較表

職員の 区分	職務 の級 号給	7 級			
		現行	改正	引上額	引上率
		月額 円	月額 円	円	%
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	408,300	420,700	12,400	3.04
	2	410,200	422,600	12,400	3.02
	3	412,100	424,500	12,400	3.01
	4	413,900	426,300	12,400	3.00
	5	415,700	428,100	12,400	2.98
	6	417,500	429,900	12,400	2.97
	7	419,300	431,700	12,400	2.96
	8	421,100	433,500	12,400	2.94
	9	422,700	435,100	12,400	2.93
	10	424,200	436,600	12,400	2.92
	11	425,700	438,100	12,400	2.91
	12	427,200	439,600	12,400	2.90
	13	428,700	441,100	12,400	2.89
	14	430,000	442,400	12,400	2.88
	15	431,300	443,700	12,400	2.88
	16	432,500	444,900	12,400	2.87
	17	433,700	446,100	12,400	2.86
	18	435,000	447,400	12,400	2.85
	19	436,300	448,700	12,400	2.84
	20	437,500	449,900	12,400	2.83
	21	438,700	451,100	12,400	2.83
	22	439,500	451,900	12,400	2.82
	23	440,300	452,700	12,400	2.82
	24	441,100	453,500	12,400	2.81
	25	441,700	454,100	12,400	2.81
	26	442,300	454,700	12,400	2.80
	27	442,900	455,300	12,400	2.80
	28	443,500	455,900	12,400	2.80
	29	444,200	456,600	12,400	2.79
	30	445,000	457,400	12,400	2.79
	31	445,400	457,800	12,400	2.78
	32	446,100	458,500	12,400	2.78
	33	446,600	459,000	12,400	2.78
	34	447,000	459,400	12,400	2.77
	35	447,400	459,800	12,400	2.77
	36	447,800	460,200	12,400	2.77
	37	448,200	460,600	12,400	2.77
	38	448,600	460,900	12,300	2.74
	39	449,000	461,200	12,200	2.72
	40	449,300	461,500	12,200	2.72
	41	449,600	461,800	12,200	2.71
	42	450,000	462,100	12,100	2.69
	43	450,300	462,400	12,100	2.69
	44	450,600	462,700	12,100	2.69
	45	450,900	463,000	12,100	2.68

公益財団法人豊田市文化振興財団給与規則の新旧対照表（第2条関係）

旧	新
（期末手当） 第30条 （略） 2 （略） 3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料、扶養手当及び調整手当の月額合計額（以下「基礎額」という。）に<u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。 4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。 5～8 （略） （勤勉手当） 第31条 （略） 2 （略） 3 勤勉手当の額は、第1項の職員が基準日現在において受け取るべき給料及び調整手当の月額合計額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、その期間の成績率（理事長が別に定める。）を乗じて得た額に、別表第10に定める職員の勤務期間の割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、<u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは、「<u>100分の52.5</u>」とする。 5～7 （略）	（期末手当） 第30条 （略） 2 （略） 3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料、扶養手当及び調整手当の月額合計額（以下「基礎額」という。）に<u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。 4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。 5～8 （略） （勤勉手当） 第31条 （略） 2 （略） 3 勤勉手当の額は、第1項の職員が基準日現在において受け取るべき給料及び調整手当の月額合計額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、その期間の成績率（理事長が別に定める。）を乗じて得た額に、別表第10に定める職員の勤務期間の割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、<u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは、「<u>100分の51.25</u>」とする。 5～7 （略）

令和7年度 議案第16号

公益財団法人豊田市文化振興財団再任用職員給与規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和7年12月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、豊田市からの「令和7年人事院勧告に準じた市協会公社等における給与見直しについて」の通知に伴い、給料月額の引上げ並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行いたいからである。

公益財団法人豊田市文化振興財団再任用職員給与規則の一部を改正する規則

第1条 公益財団法人豊田市文化振興財団再任用職員給与規則（平成26年3月20日議決）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第19条第3項中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1中「192,000円」を「200,300円」に、「219,500円」を「227,800円」に、「260,000円」を「269,500円」に、「279,700円」を「290,100円」に改める。

第2条 公益財団法人豊田市文化振興財団再任用職員給与規則の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第19条第3項中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和7年12月26日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（公益財団法人豊田市文化振興財団再任用職員給与規則（以下「再任用給与規則」という。）別表第1の改正規定に限る。）による改正後の再任用給与規則の規定は、令和7年4月1日から適用し、同条の規定（再任用給与規則第18条第3項及び第19条第3項の改正規定に限る。）による改正後の再任用給与規則の規定は、同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の再任用給与規則（以下「改正後の再任用給与規則」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の再任用給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の再任用給与規則の規定による給与の内払とみなす。

公益財団法人豊田市文化振興財団再任用職員給与規則の新旧対照表（第1条関係）

旧	新																				
(期末手当) 第18条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料及び調整手当の月額の合計額を基礎額とし、<u>100分の70</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与規則別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。 4～7 (略) (勤勉手当) 第19条 (略) 2 (略) 3 勤勉手当の額は、第1項の再任用職員が基準日現在において受けるべき給料及び調整手当の月額の合計額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、給与規則別表第10に定める勤務期間の割合を乗じて得た額に、<u>100分の50</u> を乗じて得た額とする。 4～6 (略) 別表第1 (第10条関係) 再任用職員給料表 <table><tr><td>級</td><td>1 級</td><td>2 級</td></tr><tr><td>給料月額</td><td><u>192,000 円</u></td><td><u>219,500 円</u></td></tr></table> <table><tr><td>3 級</td><td>4 級</td></tr><tr><td><u>260,000 円</u></td><td><u>279,700 円</u></td></tr></table>	級	1 級	2 級	給料月額	<u>192,000 円</u>	<u>219,500 円</u>	3 級	4 級	<u>260,000 円</u>	<u>279,700 円</u>	(期末手当) 第18条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料及び調整手当の月額の合計額を基礎額とし、<u>100分の72.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与規則別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。 4～7 (略) (勤勉手当) 第19条 (略) 2 (略) 3 勤勉手当の額は、第1項の再任用職員が基準日現在において受けるべき給料及び調整手当の月額の合計額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、給与規則別表第10に定める勤務期間の割合を乗じて得た額に、<u>100分の52.5</u> を乗じて得た額とする。 4～6 (略) 別表第1 (第10条関係) 再任用職員給料表 <table><tr><td>級</td><td>1 級</td><td>2 級</td></tr><tr><td>給料月額</td><td><u>200,300 円</u></td><td><u>227,800 円</u></td></tr></table> <table><tr><td>3 級</td><td>4 級</td></tr><tr><td><u>269,500 円</u></td><td><u>290,100 円</u></td></tr></table>	級	1 級	2 級	給料月額	<u>200,300 円</u>	<u>227,800 円</u>	3 級	4 級	<u>269,500 円</u>	<u>290,100 円</u>
級	1 級	2 級																			
給料月額	<u>192,000 円</u>	<u>219,500 円</u>																			
3 級	4 級																				
<u>260,000 円</u>	<u>279,700 円</u>																				
級	1 級	2 級																			
給料月額	<u>200,300 円</u>	<u>227,800 円</u>																			
3 級	4 級																				
<u>269,500 円</u>	<u>290,100 円</u>																				

公益財団法人豊田市文化振興財団再任用職員給与規則の新旧対照表（第2条関係）

旧	新
（期末手当） 第18条 （略） 2 （略） 3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料及び調整手当の月額合計額を基礎額とし、<u>100分の72.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与規則別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。 4～7 （略） （勤勉手当） 第19条 （略） 2 （略） 3 勤勉手当の額は、第1項の再任用職員が基準日現在において受けるべき給料及び調整手当の月額合計額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、給与規則別表第10に定める勤務期間の割合を乗じて得た額に、<u>100分の52.5</u> を乗じて得た額とする。 4～6 （略）	（期末手当） 第18条 （略） 2 （略） 3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料及び調整手当の月額合計額を基礎額とし、<u>100分の71.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与規則別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。 4～7 （略） （勤勉手当） 第19条 （略） 2 （略） 3 勤勉手当の額は、第1項の再任用職員が基準日現在において受けるべき給料及び調整手当の月額合計額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、給与規則別表第10に定める勤務期間の割合を乗じて得た額に、<u>100分の51.25</u> を乗じて得た額とする。 4～6 （略）

令和7年度 議案第17号

**公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員給与規則の一部を改正
する規則について**

上記の議案を提出する。

令和7年12月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理 事 長 豊 田 彬 子

(提案理由)

この案を提出するのは、豊田市からの「令和7年人事院勧告に準じた市協会公社等における給与見直しについて」の通知に伴い、給料月額の引上げ並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行いたいからである。

公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員給与規則の一部を改正する規則

第1条 公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員給与規則（平成30年3月23日議決）の一部を次のように改正する。

第24条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第24条の2第3項中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第4項中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第10条関係)

(単位:円)

職 名	交流館主事 事務主事 (30H)	事務主事 (35H)	主任主事 指導主事 (30H)	交流館長 主任指導主事 (35H)
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1号給	151,600	176,200	187,400	249,600
2号給	152,400	177,200	188,400	250,500
3号給	153,400	178,300	189,400	251,400
4号給	154,200	179,300	190,500	252,300
5号給	155,100	180,300	191,600	253,200
6号給	156,400	181,800	192,700	254,100
7号給	157,600	183,200	193,800	254,900
8号給	158,900	184,700	194,900	255,800
9号給	160,000	186,000	195,900	256,700
10号給	161,300	187,600	196,900	257,600
11号給	162,600	189,000	197,900	258,500
12号給	163,800	190,400	198,900	259,400
13号給	165,000	191,800	199,800	260,300
14号給	166,300	193,300	200,700	261,500
15号給	167,600	194,900	201,700	262,700
16号給	168,900	196,400	202,600	263,700
17号給	169,900	197,500	203,500	264,800
18号給	171,100	198,900	204,300	266,000
19号給	172,300	200,300	205,200	267,100
20号給	173,500	201,700	206,000	268,200
21号給	174,700	203,000	206,700	269,100
22号給	175,900	204,500	207,500	270,200
23号給	177,100	205,900	208,300	271,200
24号給	178,400	207,400	209,000	272,400
25号給	179,600	208,800	209,800	273,600
26号給	180,900	210,300	210,500	274,500
27号給	181,900	211,500	211,100	275,400
28号給	182,900	212,700	211,800	276,300
29号給	183,900	213,800	212,400	277,300
30号給	184,800	214,800	213,100	278,400
31号給	185,700	215,800	213,700	279,400
32号給	186,500	216,800	214,200	280,500
33号給	187,400	217,800	214,800	281,400
34号給	188,100	218,600	215,400	282,600
35号給	188,700	219,400	216,000	283,800
36号給	189,500	220,300	216,500	285,000
37号給	190,300	221,200	217,000	286,100
38号給	191,000	222,000	217,600	287,200
39号給	191,700	222,800	218,200	288,400
40号給	192,300	223,600	218,700	289,600
41号給	192,900	224,300	219,300	290,700
42号給	193,500	224,900	219,800	291,800
43号給	193,900	225,500	220,300	293,000
44号給	194,400	226,000	220,900	294,000
45号給	194,900	226,600	221,400	294,800
46号給	195,400	227,200	221,900	296,000
47号給	195,900	227,700	222,400	297,200
48号給	196,300	228,200	222,900	298,300
49号給	196,700	228,700	223,400	299,300

(単位：円)

職 名	交流館主事 事務主事 (30H)	事務主事 (35H)	主任主事 指導主事 (30H)	交流館長 主任指導主事 (35H)
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
50号給	197,200	229,200	223,900	300,500
51号給	197,700	229,800	224,400	301,600
52号給	198,000	230,200	225,000	302,700
53号給	198,300	230,600	225,400	303,800
54号給	198,700	230,900	225,800	304,700
55号給	198,900	231,200	226,300	305,700
56号給	199,100	231,500	226,800	306,700
57号給	199,400	231,800	227,300	307,400
58号給	199,600	232,000	227,800	308,200
59号給	199,800	232,300	228,200	308,800
60号給	200,100	232,600	228,800	309,500
61号給	200,300	232,800	229,200	310,300
62号給	200,500	233,100	229,700	310,600
63号給	200,700	233,400	230,100	311,100
64号給	201,000	233,600	230,500	311,700
65号給	201,200	233,900	230,900	312,400
66号給	201,400	234,200	231,300	313,100
67号給	201,700	234,500	231,700	313,700
68号給	201,900	234,700	232,200	314,200
69号給	202,100	235,000	232,500	314,700
70号給	202,400	235,300	232,900	315,200
71号給	202,600	235,500	233,300	315,700
72号給	202,800	235,800	233,700	316,200
73号給	203,100	236,100	234,100	316,500
74号給	203,300	236,300	234,400	316,900
75号給	203,500	236,600	234,700	317,200
76号給	203,800	236,900	234,900	317,600
77号給	204,000	237,200	235,000	317,900
78号給	204,200	237,400	235,300	318,400
79号給	204,500	237,700	235,400	318,800
80号給	204,700	238,000	235,700	319,300
81号給	204,900	238,200	235,800	319,600
82号給	205,200	238,500	236,000	319,900
83号給	205,400	238,800	236,200	320,300
84号給	205,600	239,000	236,400	320,600
85号給	205,900	239,300	236,600	320,900
86号給	206,100	239,600	236,700	321,300
87号給	206,300	239,900	237,000	321,600
88号給	206,600	240,100	237,200	322,000
89号給	206,800	240,400	237,400	322,200
90号給	207,000	240,700	237,700	322,500
91号給	207,300	240,900	237,900	322,900
92号給	207,500	241,200	238,100	323,300
93号給	207,700	241,500	238,300	323,400
94号給			238,500	323,700
95号給			238,700	324,100
96号給			239,000	324,300
97号給			239,100	324,600
98号給			239,400	325,000
99号給			239,600	325,300

(単位：円)

職 名	交流館主事 事務主事 (30H)	事務主事 (35H)	主任主事 指導主事 (30H)	交流館長 主任指導主事 (35H)
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
100号給			239,900	325,700
101号給			240,100	326,200
102号給			240,300	326,500
103号給			240,500	326,900
104号給			240,800	327,200
105号給			240,900	327,700
106号給			241,200	328,100
107号給			241,400	328,300
108号給			241,600	328,600
109号給			241,800	329,000
110号給			242,000	
111号給			242,300	
112号給			242,600	
113号給			242,700	
114号給			242,900	
115号給			243,100	
116号給			243,400	
117号給			243,600	
118号給			243,700	
119号給			243,900	
120号給			244,200	
121号給			244,400	
122号給			244,600	
123号給			244,800	
124号給			245,000	
125号給			245,300	

別表第4中「260,000円」を「269,500円」に、「219,500円」を「227,800円」に、「234,800円」を「243,400円」に、「169,900円」を「176,400円」に、「172,800円」を「180,300円」に、「148,600円」を「155,100円」に、「121,400円」を「126,600円」に改める。

第2条 公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員給与規則の一部を次のように改正する。

第24条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第4項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第24条の2第3項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第4項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和7年12月26日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員給与規則（以下「特定給与規則」という。）別表第1及び別表第4の改正規定に限る。）による改正後の特定給与規則の規定は、令和7年4月1日から適用し、同条の規定（特定給与規則第24条第3項及び第4項並びに第24条の2第3項及び第4項の改正規定に限る。）による改正後の特定給与規則の規定は、同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の特定給与規則（以下「改正後の特定給与規則」という。）の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の特定給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特定給与規則の規定による給与の内払とみなす。

公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員給与規則の新旧対照表（第1条関係）

旧	新
（期末手当） 第24条（略） 2（略） 3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与規則別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。 4 常勤特定業務職員及び再雇用の非常勤特定業務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。 5～7（略） （勤勉手当） 第24条の2（略） 2（略） 3 勤勉手当の額は、第1項の特定業務職員が基準日現在において受けるべき給料の月額に、その期間の成績率（理事長が別に定める。）を乗じて得た額に、給与規則別表第10に定める特定業務職員の勤務期間の割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 4 常勤特定業務職員及び再雇用の非常勤特定業務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の105</u>」とあるのは、「<u>100分の50</u>」とする。 5～6（略） 別表第1（第10条関係） （別添）	（期末手当） 第24条（略） 2（略） 3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与規則別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。 4 常勤特定業務職員及び再雇用の非常勤特定業務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。 5～7（略） （勤勉手当） 第24条の2（略） 2（略） 3 勤勉手当の額は、第1項の特定業務職員が基準日現在において受けるべき給料の月額に、その期間の成績率（理事長が別に定める。）を乗じて得た額に、給与規則別表第10に定める特定業務職員の勤務期間の割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 4 常勤特定業務職員及び再雇用の非常勤特定業務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは、「<u>100分の52.5</u>」とする。 5～6（略） 別表第1（第10条関係） （別添）

別表第4（第13条関係） 特定日以後特定業務職員給料表		別表第4（第13条関係） 特定日以後特定業務職員給料表	
職 名	給料月額	職 名	給料月額
所 長	<u>260,000 円</u>	所 長	<u>269,500 円</u>
主任主査	<u>219,500 円</u>	主任主査	<u>227,800 円</u>
交流館長、 主任指導主事	<u>234,800 円</u>	交流館長、 主任指導主事	<u>243,400 円</u>
主任主事、指導主事	<u>169,900 円</u>	主任主事、指導主事	<u>176,400 円</u>
事務主事（35H）	<u>172,800 円</u>	事務主事（35H）	<u>180,300 円</u>
交流館主事、 事務主事（30H）	<u>148,600 円</u>	交流館主事、 事務主事（30H）	<u>155,100 円</u>
事務主事（24.5H）	<u>121,400 円</u>	事務主事（24.5H）	<u>126,600 円</u>

別表第1（第10条関係）給料表比較表

職名	交流館主事 事務主事 (30H)				事務主事 (35H)			
	現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率
号給	月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%
1	142,100	151,600	9,500	6.69	165,200	176,200	11,000	6.66
2	142,900	152,400	9,500	6.65	166,100	177,200	11,100	6.68
3	143,800	153,400	9,600	6.68	167,200	178,300	11,100	6.64
4	144,700	154,200	9,500	6.57	168,200	179,300	11,100	6.60
5	145,500	155,100	9,600	6.60	169,200	180,300	11,100	6.56
6	146,900	156,400	9,500	6.47	170,700	181,800	11,100	6.50
7	148,100	157,600	9,500	6.41	172,200	183,200	11,000	6.39
8	149,300	158,900	9,600	6.43	173,600	184,700	11,100	6.39
9	150,600	160,000	9,400	6.24	175,100	186,000	10,900	6.23
10	151,900	161,300	9,400	6.19	176,600	187,600	11,000	6.23
11	153,100	162,600	9,500	6.21	178,000	189,000	11,000	6.18
12	154,400	163,800	9,400	6.09	179,500	190,400	10,900	6.07
13	155,600	165,000	9,400	6.04	180,900	191,800	10,900	6.03
14	156,900	166,300	9,400	5.99	182,400	193,300	10,900	5.98
15	158,200	167,600	9,400	5.94	184,000	194,900	10,900	5.92
16	159,600	168,900	9,300	5.83	185,500	196,400	10,900	5.88
17	160,600	169,900	9,300	5.79	186,700	197,500	10,800	5.78
18	161,800	171,100	9,300	5.75	188,100	198,900	10,800	5.74
19	163,000	172,300	9,300	5.71	189,500	200,300	10,800	5.70
20	164,200	173,500	9,300	5.66	190,900	201,700	10,800	5.66
21	165,400	174,700	9,300	5.62	192,200	203,000	10,800	5.62
22	166,600	175,900	9,300	5.58	193,700	204,500	10,800	5.58
23	167,800	177,100	9,300	5.54	195,100	205,900	10,800	5.54
24	169,100	178,400	9,300	5.50	196,600	207,400	10,800	5.49
25	170,300	179,600	9,300	5.46	198,000	208,800	10,800	5.45
26	171,600	180,900	9,300	5.42	199,500	210,300	10,800	5.41
27	172,600	181,900	9,300	5.39	200,700	211,500	10,800	5.38
28	173,700	182,900	9,200	5.30	201,900	212,700	10,800	5.35
29	174,700	183,900	9,200	5.27	203,000	213,800	10,800	5.32
30	175,500	184,800	9,300	5.30	204,000	214,800	10,800	5.29
31	176,400	185,700	9,300	5.27	205,000	215,800	10,800	5.27
32	177,200	186,500	9,300	5.25	206,000	216,800	10,800	5.24
33	178,100	187,400	9,300	5.22	207,000	217,800	10,800	5.22
34	178,900	188,100	9,200	5.14	208,000	218,600	10,600	5.10
35	179,800	188,700	8,900	4.95	209,000	219,400	10,400	4.98
36	180,600	189,500	8,900	4.93	210,000	220,300	10,300	4.90
37	181,500	190,300	8,800	4.85	211,000	221,200	10,200	4.83
38	182,200	191,000	8,800	4.83	211,900	222,000	10,100	4.77
39	183,000	191,700	8,700	4.75	212,800	222,800	10,000	4.70
40	183,700	192,300	8,600	4.68	213,600	223,600	10,000	4.68
41	184,400	192,900	8,500	4.61	214,400	224,300	9,900	4.62
42	185,100	193,500	8,400	4.54	215,200	224,900	9,700	4.51
43	185,700	193,900	8,200	4.42	215,900	225,500	9,600	4.45
44	186,300	194,400	8,100	4.35	216,600	226,000	9,400	4.34
45	186,900	194,900	8,000	4.28	217,300	226,600	9,300	4.28
46	187,400	195,400	8,000	4.27	217,800	227,200	9,400	4.32
47	187,800	195,900	8,100	4.31	218,300	227,700	9,400	4.31
48	188,300	196,300	8,000	4.25	218,900	228,200	9,300	4.25
49	188,700	196,700	8,000	4.24	219,400	228,700	9,300	4.24
50	189,200	197,200	8,000	4.23	220,000	229,200	9,200	4.18

別表第1（第10条関係）給料表比較表

職名	交流館主事 事務主事 (30H)				事務主事 (35H)			
	現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率
号給	月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%
51	189,700	197,700	8,000	4.22	220,500	229,800	9,300	4.22
52	190,100	198,000	7,900	4.16	221,000	230,200	9,200	4.16
53	190,500	198,300	7,800	4.09	221,400	230,600	9,200	4.16
54	190,800	198,700	7,900	4.14	221,800	230,900	9,100	4.10
55	191,000	198,900	7,900	4.14	222,000	231,200	9,200	4.14
56	191,200	199,100	7,900	4.13	222,300	231,500	9,200	4.14
57	191,500	199,400	7,900	4.13	222,600	231,800	9,200	4.13
58	191,700	199,600	7,900	4.12	222,800	232,000	9,200	4.13
59	191,900	199,800	7,900	4.12	223,100	232,300	9,200	4.12
60	192,200	200,100	7,900	4.11	223,400	232,600	9,200	4.12
61	192,400	200,300	7,900	4.11	223,700	232,800	9,100	4.07
62	192,600	200,500	7,900	4.10	223,900	233,100	9,200	4.11
63	192,900	200,700	7,800	4.04	224,200	233,400	9,200	4.10
64	193,100	201,000	7,900	4.09	224,500	233,600	9,100	4.05
65	193,300	201,200	7,900	4.09	224,700	233,900	9,200	4.09
66	193,500	201,400	7,900	4.08	225,000	234,200	9,200	4.09
67	193,800	201,700	7,900	4.08	225,300	234,500	9,200	4.08
68	194,000	201,900	7,900	4.07	225,500	234,700	9,200	4.08
69	194,200	202,100	7,900	4.07	225,800	235,000	9,200	4.07
70	194,500	202,400	7,900	4.06	226,100	235,300	9,200	4.07
71	194,700	202,600	7,900	4.06	226,400	235,500	9,100	4.02
72	194,900	202,800	7,900	4.05	226,600	235,800	9,200	4.06
73	195,200	203,100	7,900	4.05	226,900	236,100	9,200	4.05
74	195,400	203,300	7,900	4.04	227,200	236,300	9,100	4.01
75	195,600	203,500	7,900	4.04	227,400	236,600	9,200	4.05
76	195,900	203,800	7,900	4.03	227,700	236,900	9,200	4.04
77	196,100	204,000	7,900	4.03	228,000	237,200	9,200	4.04
78	196,300	204,200	7,900	4.02	228,200	237,400	9,200	4.03
79	196,600	204,500	7,900	4.02	228,500	237,700	9,200	4.03
80	196,800	204,700	7,900	4.01	228,800	238,000	9,200	4.02
81	197,000	204,900	7,900	4.01	229,100	238,200	9,100	3.97
82	197,300	205,200	7,900	4.00	229,300	238,500	9,200	4.01
83	197,500	205,400	7,900	4.00	229,600	238,800	9,200	4.01
84	197,700	205,600	7,900	4.00	229,900	239,000	9,100	3.96
85	198,000	205,900	7,900	3.99	230,100	239,300	9,200	4.00
86	198,200	206,100	7,900	3.99	230,400	239,600	9,200	3.99
87	198,400	206,300	7,900	3.98	230,700	239,900	9,200	3.99
88	198,700	206,600	7,900	3.98	230,900	240,100	9,200	3.98
89	198,900	206,800	7,900	3.97	231,200	240,400	9,200	3.98
90	199,100	207,000	7,900	3.97	231,500	240,700	9,200	3.97
91	199,400	207,300	7,900	3.96	231,800	240,900	9,100	3.93
92	199,600	207,500	7,900	3.96	232,000	241,200	9,200	3.97
93	199,800	207,700	7,900	3.95	232,300	241,500	9,200	3.96
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								

別表第1（第10条関係）給料表比較表

職名	交流館主事 事務主事 (30H)				事務主事 (35H)			
	現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率
号給	月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								

別表第1（第10条関係）給料表比較表

職名	主任主事 指導主事 (30H)				交流館長 主任指導主事 (35H)			
	現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率
号給	月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%
1	178,100	187,400	9,300	5.22	239,600	249,600	10,000	4.17
2	179,200	188,400	9,200	5.13	240,500	250,500	10,000	4.16
3	180,400	189,400	9,000	4.99	241,400	251,400	10,000	4.14
4	181,500	190,500	9,000	4.96	242,300	252,300	10,000	4.13
5	182,700	191,600	8,900	4.87	243,200	253,200	10,000	4.11
6	183,900	192,700	8,800	4.79	244,100	254,100	10,000	4.10
7	185,000	193,800	8,800	4.76	245,000	254,900	9,900	4.04
8	186,200	194,900	8,700	4.67	245,900	255,800	9,900	4.03
9	187,400	195,900	8,500	4.54	246,900	256,700	9,800	3.97
10	188,400	196,900	8,500	4.51	247,800	257,600	9,800	3.95
11	189,500	197,900	8,400	4.43	248,700	258,500	9,800	3.94
12	190,600	198,900	8,300	4.35	249,700	259,400	9,700	3.88
13	191,500	199,800	8,300	4.33	250,600	260,300	9,700	3.87
14	192,500	200,700	8,200	4.26	251,700	261,500	9,800	3.89
15	193,400	201,700	8,300	4.29	252,900	262,700	9,800	3.88
16	194,300	202,600	8,300	4.27	254,000	263,700	9,700	3.82
17	195,200	203,500	8,300	4.25	255,200	264,800	9,600	3.76
18	196,000	204,300	8,300	4.23	256,300	266,000	9,700	3.78
19	196,900	205,200	8,300	4.22	257,400	267,100	9,700	3.77
20	197,700	206,000	8,300	4.20	258,500	268,200	9,700	3.75
21	198,500	206,700	8,200	4.13	259,500	269,100	9,600	3.70
22	199,300	207,500	8,200	4.11	260,600	270,200	9,600	3.68
23	200,100	208,300	8,200	4.10	261,800	271,200	9,400	3.59
24	200,800	209,000	8,200	4.08	262,900	272,400	9,500	3.61
25	201,600	209,800	8,200	4.07	264,100	273,600	9,500	3.60
26	202,300	210,500	8,200	4.05	265,000	274,500	9,500	3.58
27	203,000	211,100	8,100	3.99	265,900	275,400	9,500	3.57
28	203,700	211,800	8,100	3.98	266,900	276,300	9,400	3.52
29	204,300	212,400	8,100	3.96	267,900	277,300	9,400	3.51
30	204,900	213,100	8,200	4.00	269,000	278,400	9,400	3.49
31	205,500	213,700	8,200	3.99	270,000	279,400	9,400	3.48
32	206,200	214,200	8,000	3.88	271,100	280,500	9,400	3.47
33	206,700	214,800	8,100	3.92	272,100	281,400	9,300	3.42
34	207,300	215,400	8,100	3.91	273,300	282,600	9,300	3.40
35	207,900	216,000	8,100	3.90	274,500	283,800	9,300	3.39
36	208,500	216,500	8,000	3.84	275,700	285,000	9,300	3.37
37	209,000	217,000	8,000	3.83	276,800	286,100	9,300	3.36
38	209,700	217,600	7,900	3.77	278,000	287,200	9,200	3.31
39	210,300	218,200	7,900	3.76	279,200	288,400	9,200	3.30
40	210,800	218,700	7,900	3.75	280,400	289,600	9,200	3.28
41	211,400	219,300	7,900	3.74	281,500	290,700	9,200	3.27
42	212,000	219,800	7,800	3.68	282,700	291,800	9,100	3.22
43	212,600	220,300	7,700	3.62	283,900	293,000	9,100	3.21
44	213,100	220,900	7,800	3.66	284,900	294,000	9,100	3.19
45	213,700	221,400	7,700	3.60	285,700	294,800	9,100	3.19
46	214,200	221,900	7,700	3.59	286,900	296,000	9,100	3.17
47	214,800	222,400	7,600	3.54	288,000	297,200	9,200	3.19
48	215,300	222,900	7,600	3.53	289,200	298,300	9,100	3.15
49	215,800	223,400	7,600	3.52	290,300	299,300	9,000	3.10
50	216,400	223,900	7,500	3.47	291,500	300,500	9,000	3.09

別表第1（第10条関係）給料表比較表

職名	主任主事 指導主事 (30H)				交流館長 主任指導主事 (35H)			
	現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率
号給	月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%
51	216,900	224,400	7,500	3.46	292,600	301,600	9,000	3.08
52	217,500	225,000	7,500	3.45	293,600	302,700	9,100	3.10
53	217,900	225,400	7,500	3.44	294,800	303,800	9,000	3.05
54	218,500	225,800	7,300	3.34	295,800	304,700	8,900	3.01
55	218,900	226,300	7,400	3.38	296,800	305,700	8,900	3.00
56	219,500	226,800	7,300	3.33	297,800	306,700	8,900	2.99
57	219,900	227,300	7,400	3.37	298,400	307,400	9,000	3.02
58	220,500	227,800	7,300	3.31	299,200	308,200	9,000	3.01
59	221,000	228,200	7,200	3.26	299,900	308,800	8,900	2.97
60	221,500	228,800	7,300	3.30	300,600	309,500	8,900	2.96
61	222,000	229,200	7,200	3.24	301,300	310,300	9,000	2.99
62	222,500	229,700	7,200	3.24	301,700	310,600	8,900	2.95
63	223,000	230,100	7,100	3.18	302,200	311,100	8,900	2.95
64	223,400	230,500	7,100	3.18	302,900	311,700	8,800	2.91
65	223,700	230,900	7,200	3.22	303,600	312,400	8,800	2.90
66	224,200	231,300	7,100	3.17	304,200	313,100	8,900	2.93
67	224,600	231,700	7,100	3.16	304,800	313,700	8,900	2.92
68	225,100	232,200	7,100	3.15	305,400	314,200	8,800	2.88
69	225,400	232,500	7,100	3.15	305,800	314,700	8,900	2.91
70	225,800	232,900	7,100	3.14	306,400	315,200	8,800	2.87
71	226,300	233,300	7,000	3.09	306,800	315,700	8,900	2.90
72	226,800	233,700	6,900	3.04	307,400	316,200	8,800	2.86
73	227,100	234,100	7,000	3.08	307,600	316,500	8,900	2.89
74	227,500	234,400	6,900	3.03	308,100	316,900	8,800	2.86
75	227,800	234,700	6,900	3.03	308,500	317,200	8,700	2.82
76	228,100	234,900	6,800	2.98	308,800	317,600	8,800	2.85
77	228,200	235,000	6,800	2.98	309,200	317,900	8,700	2.81
78	228,500	235,300	6,800	2.98	309,600	318,400	8,800	2.84
79	228,600	235,400	6,800	2.97	310,100	318,800	8,700	2.81
80	228,900	235,700	6,800	2.97	310,500	319,300	8,800	2.83
81	229,000	235,800	6,800	2.97	310,800	319,600	8,800	2.83
82	229,200	236,000	6,800	2.97	311,200	319,900	8,700	2.80
83	229,400	236,200	6,800	2.96	311,500	320,300	8,800	2.83
84	229,500	236,400	6,900	3.01	311,900	320,600	8,700	2.79
85	229,800	236,600	6,800	2.96	312,200	320,900	8,700	2.79
86	230,000	236,700	6,700	2.91	312,500	321,300	8,800	2.82
87	230,200	237,000	6,800	2.95	312,900	321,600	8,700	2.78
88	230,500	237,200	6,700	2.91	313,200	322,000	8,800	2.81
89	230,700	237,400	6,700	2.90	313,400	322,200	8,800	2.81
90	230,900	237,700	6,800	2.94	313,800	322,500	8,700	2.77
91	231,200	237,900	6,700	2.90	314,100	322,900	8,800	2.80
92	231,500	238,100	6,600	2.85	314,500	323,300	8,800	2.80
93	231,600	238,300	6,700	2.89	314,700	323,400	8,700	2.76
94	231,800	238,500	6,700	2.89	315,000	323,700	8,700	2.76
95	232,000	238,700	6,700	2.89	315,400	324,100	8,700	2.76
96	232,300	239,000	6,700	2.88	315,700	324,300	8,600	2.72
97	232,500	239,100	6,600	2.84	315,900	324,600	8,700	2.75
98	232,700	239,400	6,700	2.88	316,300	325,000	8,700	2.75
99	233,000	239,600	6,600	2.83	316,700	325,300	8,600	2.72
100	233,300	239,900	6,600	2.83	317,000	325,700	8,700	2.74

別表第1（第10条関係）給料表比較表

職名	主任主事 指導主事 (30H)				交流館長 主任指導主事 (35H)			
	現行	改正	引上額	引上率	現行	改正	引上額	引上率
号給	月額 円	月額 円	円	%	月額 円	月額 円	円	%
101	233,500	240,100	6,600	2.83	317,500	326,200	8,700	2.74
102	233,700	240,300	6,600	2.82	317,800	326,500	8,700	2.74
103	234,000	240,500	6,500	2.78	318,200	326,900	8,700	2.73
104	234,200	240,800	6,600	2.82	318,600	327,200	8,600	2.70
105	234,300	240,900	6,600	2.82	319,000	327,700	8,700	2.73
106	234,600	241,200	6,600	2.81	319,400	328,100	8,700	2.72
107	234,800	241,400	6,600	2.81	319,700	328,300	8,600	2.69
108	235,000	241,600	6,600	2.81	319,900	328,600	8,700	2.72
109	235,200	241,800	6,600	2.81	320,400	329,000	8,600	2.68
110	235,500	242,000	6,500	2.76				
111	235,800	242,300	6,500	2.76				
112	236,100	242,600	6,500	2.75				
113	236,200	242,700	6,500	2.75				
114	236,400	242,900	6,500	2.75				
115	236,600	243,100	6,500	2.75				
116	236,900	243,400	6,500	2.74				
117	237,100	243,600	6,500	2.74				
118	237,200	243,700	6,500	2.74				
119	237,400	243,900	6,500	2.74				
120	237,700	244,200	6,500	2.73				
121	238,000	244,400	6,400	2.69				
122	238,100	244,600	6,500	2.73				
123	238,400	244,800	6,400	2.68				
124	238,600	245,000	6,400	2.68				
125	238,800	245,300	6,500	2.72				

公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員給与規則の新旧対照表（第2条関係）

旧	新
（期末手当） 第24条 （略） 2 （略） 3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与規則別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。 4 常勤特定業務職員及び再雇用の非常勤特定業務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。 5～7 （略） （勤勉手当） 第24条の2 （略） 2 （略） 3 勤勉手当の額は、第1項の特定業務職員が基準日現在において受けるべき給料の月額に、その期間の成績率（理事長が別に定める。）を乗じて得た額に、給与規則別表第10に定める特定業務職員の勤務期間の割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、<u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 4 常勤特定業務職員及び再雇用の非常勤特定業務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは、「<u>100分の52.5</u>」とする。 5～6 （略）	（期末手当） 第24条 （略） 2 （略） 3 期末手当の額は、第1項の職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の126.25</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、給与規則別表第8に定める割合を乗じて得た額とする。 4 常勤特定業務職員及び再雇用の非常勤特定業務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。 5～7 （略） （勤勉手当） 第24条の2 （略） 2 （略） 3 勤勉手当の額は、第1項の特定業務職員が基準日現在において受けるべき給料の月額に、その期間の成績率（理事長が別に定める。）を乗じて得た額に、給与規則別表第10に定める特定業務職員の勤務期間の割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、<u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 4 常勤特定業務職員及び再雇用の非常勤特定業務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは、「<u>100分の51.25</u>」とする。 5～6 （略）

令和7年度 議案第18号

公益財団法人豊田市文化振興財団契約規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和7年12月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子

(提案理由)

この案を提出するのは、入札の執行において予定価格の事前公表と最低制限価格の各制度を導入するほか、所要の改正を行いたいからである。

公益財団法人豊田市文化振興財団契約規則の一部を改正する規則

公益財団法人豊田市文化振興財団契約規則（平成23年3月29日議決）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「なるべく」を「、なるべく」に改め、同条第2項中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

（5）予定価格を入札執行前に公表（以下「事前公表」という。）する場合は、その
予定価格

（6）最低制限価格を定めたときは、その旨

第10条第1項中「により記載封入し、開札の際これを開札場所に置かなければならない」を「を作成しなければならない」に改め、同条に次の2項を加える。

3 予定価格は、事前公表することができる。

4 第1項で作成した予定価格調書は封かんし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

第10条の次に次の1条を加える。

（最低制限価格）

第10条の2 契約担当者は、契約の適正な履行を確保するため、入札に付する契約について最低制限価格を定めることができる。

2 契約担当者は、最低制限価格を定めたときは、予定価格調書に当該価格を記載するものとする。

3 最低制限価格は、非公表とする。

4 契約担当者は、最低制限価格を下回る入札が行われたときは、当該入札をした者を落札者とししないものとする。

第15条第1項中「入札がないときは」を「入札がないとき（最低制限価格を定めたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき）」に改め、同条に次の2項を加える。

2 最低制限価格を下回る入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表する場合は、再度の入札を行わないものとし、指名業者にあらかじめ通知するものとする。

第17条（見出しを含む。）中「徴収」を「徴取」に改める。

第18条の見出し中「予定価格」を「随意契約の予定価格」に改め、同条中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

第26条の見出しを「（完了報告）」に改める。

第28条の見出しを「（監督報告）」に改める。

附 則

この規則は、議決の日から施行する。

公益財団法人豊田市文化振興財団契約規則の新旧対照表

旧	新
(入札者の指名) 第8条 契約担当者は <u>なるべく3人以上の</u> 入札者を指名しなければならない。 2 前項においては指名業者に次に掲げる事項を通知しなければならない。 (1) 入札に付する事項 (2) 契約に関する事項 (3) 入札執行の場所及び日時 (4) 入札の無効に関する事項 [追加] [追加] (5) <u>その他必要な事項</u> 3 (略) (予定価格の決定) 第10条 契約担当者は、入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その<u>予定価格調書により記載封入し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。</u> 2 (略) [追加] [追加] [追加]	(入札者の指名) 第8条 契約担当者は、<u>なるべく3人以上の</u> 入札者を指名しなければならない。 2 前項においては指名業者に次に掲げる事項を通知しなければならない。 (1) 入札に付する事項 (2) 契約に関する事項 (3) 入札執行の場所及び日時 (4) 入札の無効に関する事項 (5) <u>予定価格を入札執行前に公表（以下「事前公表」という。）する場合は、その予定価格</u> (6) <u>最低制限価格を定めたときは、その旨</u> (7) <u>その他必要な事項</u> 3 (略) (予定価格の決定) 第10条 契約担当者は、入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その<u>予定価格調書を作成しなければならない</u> _____。 2 (略) 3 <u>予定価格は、事前公表することができる。</u> 4 <u>第1項で作成した予定価格調書は封かんし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。</u> (最低制限価格) 第10条の2 <u>契約担当者は、契約の適正な履行を確保するため、入札に付する契約について最低制限価格を定めることができる。</u>

(再度入札) 第15条 契約担当者は、第10条第1項に規定する予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは 、直ちに、再度の入札をすることができる。 [追加] [追加] (見積書の徴収) 第17条 契約担当者は、随意契約による契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、法令によって価格の定められているものその他理事長が特に認めたものは、見積書の徴収を省略することができる。 (予定価格の決定) 第18条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第10条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。 (報告) 第26条 契約担当者は、契約者が契約内容を完了したときは、直ちに報告書等を提出させなければならない。	2 契約担当者は、最低制限価格を定めるときは、予定価格調書に当該価格を記載するものとする。 3 最低制限価格は、非公表とする。 4 契約担当者は、最低制限価格を下回る入札が行われたときは、当該入札をした者を落札者とししないものとする。 (再度入札) 第15条 契約担当者は、第10条第1項に規定する予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を定めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の入札がないとき）は、直ちに、再度の入札をすることができる。 2 最低制限価格を下回る入札をした者は、再度の入札に参加することができない。 3 第1項の規定にかかわらず、予定価格を事前公表する場合は、再度の入札を行わないものとし、指名業者にあらかじめ通知するものとする。 (見積書の徴取) 第17条 契約担当者は、随意契約による契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、法令によって価格の定められているものその他理事長が特に認めたものは、見積書の徴取を省略することができる。 (随意契約の予定価格の決定) 第18条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第10条第1項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。 (完了報告) 第26条 契約担当者は、契約者が契約内容を完了したときは、直ちに報告書等を提出させなければならない。
---	--

(報告) 第 2 8 条 監督員は、契約担当者に契約の履行状況、監督の実施状況について報告しなければならない。	(監督報告) 第 2 8 条 監督員は、契約担当者に契約の履行状況、監督の実施状況について報告しなければならない。
---	---

役員等賠償責任保険契約の決定について

役員等賠償責任保険契約について、次の内容とします。

- 1 被保険者 理事、監事、評議員
- 2 保険種目 会社役員賠償責任保険
- 3 保険期間 1年間 (令和8年3月31日から令和9年3月31日まで)
- 4 保険料 年額82,260円(全額法人負担)
- 5 支払事由 被保険者である本財団役員及び評議員がその地位に基づき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等
- 6 支払限度額 5,000万円(1請求及び保険期間中通算)
- 7 保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

令和7年12月25日

公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬 子

(提案理由)

この案を提出するのは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条の2において準用する第118条の3第1項の規定に基づき、役員等賠償責任保険契約の内容について決議を得たいからである。

令和7年12月臨時理事会

報告事項 理事長、副理事長及び専務理事の職務の執行状況について

(令和7年5月1日から令和7年11月30日まで)

1 評議員会

名 称	期 日	会 場	内 容	理事 長	副理 事長	専務 理事
6月 定時評議員会	6月25日	市民文化会館 会議室A	議案第1号 令和6年度公益財団法人豊田市文化振興財団決算について 議案第2号 公益財団法人豊田市文化振興財団評議員の選任について 議案第3号 公益財団法人豊田市文化振興財団理事及び監事の選任について 議案第4号 公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則の一部を改正する規則について 報告事項 (1) 令和6年度公益財団法人豊田市文化振興財団事業報告について (2) 公益財団法人豊田市文化振興財団及び公益財団法人豊田市国際交流協会の合併手続の進捗状況について	○	○	○
7月 臨時評議員会	7月15日	市民文化会館 会議室A	議案第5号 公益財団法人豊田市文化振興財団定款の一部を改正する定款について 議案第6号 公益財団法人豊田市文化振興財団評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規則の一部を改正する規則について	○	○	○
11月 臨時評議員会	11月27日	市民文化会館 展示室C・D	議案第7号 合併契約の承認について	○	○	○

2 理事会

名 称	期 日	会 場	内 容	理事 長	副理 事長	専務 理事
5月 定時理事会	5月29日	市民文化会館 会議室A	議案第1号 令和6年度公益財団法人豊田市文化振興財団事業報告及び決算について 議案第2号 令和7年6月定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項について	○	○	○

			議案第3号 公益財団法人豊田市文化振興財団契約規則の一部を改正する規則について 報告事項 理事長、副理事長及び専務理事の職務の執行状況について			
6月 臨時理事会	6月25日	市民文化会館 多目的ホール	議案第4号 公益財団法人豊田市文化振興財団理事長の選定について 議案第5号 公益財団法人豊田市文化振興財団副理事長の選定について 議案第6号 公益財団法人豊田市文化振興財団専務理事の選定について 議案第7号 令和7年7月臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項について	○	○	○
10月 臨時理事会	10月30日	市民文化会館 会議室A	議案第8号 合併契約案の承認について 議案第9号 令和7年11月臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項について 議案第10号 公益財団法人豊田市文化振興財団表彰規則の一部を改正する規則について 議案第11号 公益財団法人豊田市文化振興財団就業規則の一部を改正する規則について 議案第12号 公益財団法人豊田市文化振興財団特定業務職員就業規則の一部を改正する規則について	○	○	○

3 監事会

名 称	期 日	会 場	内 容	専務 理事
監事会	5月15日	市民文化会館 会議室A	令和6年度業務及び会計に関する監査	○

4 文化振興委員会

名 称	期 日	会 場	内 容	理事 長	副理 事長	専務 理事
第1回 文化振興 委員会	5月20日	市民文化会館 会議室A	令和6年度事業報告について 令和7年度事業計画について 事業視察について ほか	○		○

第2回 文化振興 委員会	9月16日	市民文化会館 会議室A	令和8年度事業計画（案）について 令和7年度事業視察報告について ほか			○
--------------------	-------	----------------	--	--	--	---

5 青少年育成委員会

名 称	期 日	会 場	内 容	理事 長	副理 事長	専務 理事
第1回 青少年育成 委員会	5月11日	青少年センター 会議室A	令和6年度事業報告について 令和7年度事業計画について 令和7年度モニタリング事業について ほか		○	○
第2回 青少年育成 委員会	10月11日	青少年センター 会議室A	令和8年度事業計画（案）について 令和7年度モニタリング事業評価（前期分）につ いて 令和7年度モニタリング事業（後期分）について ほか		○	○

6 コンサートホール・能楽堂企画運営委員会

名 称	期 日	会 場	内 容	理事 長	副理 事長	専務 理事
第1回 企画運営 委員会	6月24日	コンサートホール リハーサル室2	令和6年度事業報告について 令和7年度事業計画について 令和8年度事業企画案について ほか	○		○

7 三役会議

名 称	期 日	会 場	内 容	理事 長	副理 事長	専務 理事
5月 三役会議	5月9日	市民文化会館 会議室A	各部からの報告 役員スケジュールの確認 ほか	○	○	○
6月 三役会議	6月12日	市民文化会館 会議室A	各部からの報告 役員スケジュールの確認 ほか	○	○	○
7月 三役会議	7月11日	市民文化会館 打合室	各部からの報告 役員スケジュールの確認 ほか	○	○	○
8月 三役会議	8月8日	市民文化会館 打合室	各部からの報告 役員スケジュールの確認 ほか	○	○	○
9月 三役会議	9月12日	市民文化会館 会議室A	各部からの報告 役員スケジュールの確認 ほか	○	○	○
10月 三役会議	10月10日	市民文化会館 会議室A	各部からの報告 役員スケジュールの確認 ほか	○	○	○
11月 三役会議	11月7日	市民文化会館 会議室A	各部からの報告 役員スケジュールの確認 ほか	○	○	○

8 経営会議

名 称	期 日	会 場	内 容	専務理事
5月 経営会議	5月7日	市民文化会館 会議室A	幹部会の議題について 各部からの報告・議題について ほか	○
6月 経営会議	6月11日	市民文化会館 会議室A	幹部会の議題について 各部からの報告・議題について ほか	○
7月 経営会議	7月9日	市民文化会館 会議室A	幹部会の議題について 各部からの報告・議題について ほか	○
8月 経営会議	8月1日	市民文化会館 会議室A	幹部会の議題について 各部からの報告・議題について ほか	○
9月 経営会議	9月10日	市民文化会館 会議室A	幹部会の議題について 各部からの報告・議題について ほか	○
10月 経営会議	10月8日	市民文化会館 会議室A	幹部会の議題について 各部からの報告・議題について ほか	○
11月 経営会議	11月5日	市民文化会館 会議室A	幹部会の議題について 各部からの報告・議題について ほか	○

9 幹部会

名 称	期 日	会 場	内 容	専務理事
5月 幹部会	5月7日	市民文化会館 会議室A	次年度事業計画のヒアリングについて	○
6月 幹部会	6月11日	市民文化会館 会議室A	労働安全衛生規則の一部改正による職場の熱中症対策強化について 5月定時理事会について ほか	○
7月 幹部会	7月9日	市民文化会館 会議室A	国内派遣研修 5名決定 公用車の使用について ほか	○
8月 幹部会	8月1日	市民文化会館 会議室A	所属職員の面接実施と各職場の業務及び就業管理について 次期指定管理の指定に関する申請について ほか	○
9月 幹部会	9月10日	市民文化会館 会議室A	令和8年度当初予算編成事務について 人事考課における業績考課（上半期）の実施について	○
10月 幹部会	10月8日	市民文化会館 会議室A	内部監査の実施について ストレスチェック制度の実施について ほか	○
11月 幹部会	11月5日	市民文化会館 会議室A	自己申告書及び所属長面接結果・昇任推薦書の提出について 人事考課の実施について ほか	○

10 交流館長協議会、交流館長・主任主事合同会

名 称	期 日	会 場	内 容	専務理事
5月 交流館長・主任 主事合同会	5月8日	上郷交流館 ふれあい ホール	免許証確認、私有車業務使用、業務用車運転について 令和7年度公益財団法人豊田市文化振興財団大会の応援に ついて ほか	○
6月 交流館長協議会	6月12日	市民文化会館 多目的ホール	労働安全衛生規則の一部改正による職場の熱中症対策強化 について 令和7年度5月定時理事会について ほか	○
7月 交流館長協議会	7月10日	浄水交流館 大会議室	国内派遣研修 5名決定 高温期の屋外での事業実施の判断基準と対応について ほか	○
8月 交流館長協議会	8月7日	保見交流館 多目的ホール	所属職員の面接実施と各職場の業務及び就業管理について 新規採用職員の試用期間終了に伴う本採用の可否について ほか	○
9月 交流館長協議会	9月11日	Zoom 会議	臨時職員及び限定職員の賃金単価の改定について 職員採用の状況について ほか	○
10月 交流館長・主任 主事合同会	10月9日	市民文化会館 多目的ホール	内部監査の実施について ストレスチェック制度の実施について ほか	○
11月 交流館長協議会	11月6日	市民文化会館 多目的ホール	10月臨時理事会の報告について 自己申告書及び所属長面接結果・昇任推薦書の提出につい て ほか	○

11 財団運営

名 称 等	期 日	会 場	理事 長	副理 事長	専務 理事
職員互助会監事会	5月23日	市民文化会館			○
職員互助会理事会	6月19日	市民文化会館			○
一般職員採用試験（第1次）採用選考	8月19日	市民文化会館			○
交流館管理規則変更審査会	8月28日	市民文化会館			○
一般職員採用試験（第2次）及び採用選考	8月31日	市民文化会館			○
次年度事業計画ヒアリング	9月2日・3日	市民文化会館	○	○	○
一般職員採用試験（第3次）及び採用選考	9月25日	市民文化会館			○
特定業務職員採用試験（第1次）	10月4日	市民文化会館			○
特定業務職員採用試験（第1次）採用選考	10月10日	市民文化会館			○
令和7年度第1回職員懇話会	10月29日	市民文化会館			○
特定業務職員採用試験（第2次）及び採用 選考	11月1日	市民文化会館			○
交流館長との意見交換会（北部2ブロック）	11月11日	保見交流館	○	○	○
交流館長との意見交換会（北部1ブロック）	11月11日	藤岡交流館	○	○	○
合併契約調印式	11月13日	市民文化会館	○	○	○
交流館長との意見交換会（中部ブロック）	11月14日	朝日丘交流館	○	○	○

交流館長との意見交換会（南部ブロック）	11月14日	若園交流館	○	○	○
交流館長との意見交換会（東部ブロック）	11月21日	美里交流館	○	○	○
トヨタの森 視察	11月24日	豊田鉄工株式会社本社工場	○	○	○

12 事業関係

名 称 等	期 日	会 場	理事 長	副理 事長	専務 理事
第26回日本こども歌舞伎まつり in 小松	5月4日	團十郎芸術劇場うらら	○		
MET ライブビューイング モーツァルト「魔笛」	5月10日	コンサートホール		○	○
月例茶会	5月11日	童子苑		○	○
第25回 G.A.M 展	5月11日	美術館ギャラリー	○		
サイエンスショー「実験！液体のふしぎ」	5月11日	科学体験館	○		
狂言づくし「靱猿（うつぼざる）」ほか	5月17日	能楽堂		○	○
いろいろプラスネタリウム 「星と音楽がめぐり逢うとき」	5月18日	科学体験館	○	○	○
第18回豊田クラフト公募展	5月23日	市民文化会館	○		○
コンサートホールがやってきた ～クラシックコンサートを楽しもう!!～	5月24日	高橋交流館			○
小原歌舞伎 50 周年記念五月公演	5月25日	小原交流館	○	○	
令和5年度豊田芸術選奨受賞記念 「村山 哲」展	5月28日 ・29日	市民文化会館	○	○	○
第3回豊田市民アート展（前期）	5月29日	市民文化会館	○	○	○
豊田市ジュニアオーケストラ 理事会	5月30日	コンサートホール	○		
コンサートホールがやってきた ～クラシックコンサートを楽しもう!!～	5月31日	竜神交流館	○		
令和7年度豊田市文化振興財団大会	6月1日	市民文化会館	○	○	○
若者・外国人未来塾	6月7日	青少年センター	○	○	
世界の伝統芸能シリーズ 51「雅楽の世界」	6月7日	市民文化会館			○
令和7年度「益富ホテル観賞会」	6月7日	益富交流館ほか			○
月例茶会	6月8日	童子苑	○	○	○
第3回豊田市民アート展（後期）	6月8日	市民文化会館	○	○	○
曽根麻矢子チェンバロ・リサイタル	6月14日	前林交流館	○	○	○
景風流いけばな松田秀華社中展	6月15日	市民文化会館	○	○	○
国際首長フォーラム実行委員会	6月16日	豊田市役所	○		
「モネ 睡蓮のとき」開会式・内覧会	6月20日	豊田市美術館	○	○	○
若者・外国人未来塾	6月21日	青少年センター	○		
とよた将棋フェスタ 2025	6月21日	市民文化会館			○
世界音楽の旅シリーズ 北欧の夏至祭 in 能楽堂	6月21日	能楽堂		○	○
鈴木正三顕彰会 総会	6月22日	恩真寺	○		

「ブルックリン博物館所蔵 特別展 古代エジプト」内覧会・セレモニー	6月27日	豊田市博物館	○	○	
若者応援事業（婚活） 幸せ発酵♡米粉パン恋活レッスン	6月28日	浄水交流館	○		○
能狂言が見たくなる講座 in 交流館 能楽に学ぶ健康法～声の道場～	6月29日	豊南交流館			○
第36回豊田美術連盟展	7月3日	市民文化会館	○	○	○
親子自然体験塾	7月6日	総合野外センター	○	○	○
参合館ロビーコンサート 豊田市ジュニアオーケストラ	7月6日	参合館	○	○	○
（仮称）国際音楽祭打合せ	7月8日	市民文化会館	○		
納涼能 能「一角仙人」・狂言「梟山伏」	7月12日	能楽堂			○
月例茶会	7月13日	童子苑	○	○	○
親子で楽しむ名フィル・コンサート	7月20日	コンサートホール		○	○
か～るくラシック スペシャル版 豊田市美術館「モネ展」連携事業	7月23日	コンサートホール	○	○	○
パイプオルガンを楽しむための講座 第1回「オルガンの起源」	7月26日	コンサートホール			○
豊田市ジュニアマーチングバンド おいでんまつりパレード	7月26日	豊田市駅前		○	○
こどもアート縁日	8月2日	地域文化広場		○	○
か～るくラシック スペシャル版 藤木大地 世界のうた、日本のうた	8月2日	コンサートホール			○
豊田市ジュニアオーケストラ 第46回定期演奏会「サマーコンサート」	8月9日	コンサートホール	○	○	○
コンサートホール・交流館連携事業 「ズーラシアンブラス」	8月10日	小原交流館	○	○	○
ワークショップ micro:bit を使ったロボットをつくろう	8月16日	科学体験館	○		○
柴田俊幸&アンソニー・ロマンウク古楽器 デュオリサイタル in 能楽堂	8月17日	能楽堂	○		○
能狂言が見たくなる講座 in 交流館 はじめての能楽堂	8月23日	朝日丘交流館		○	○
参合館ロビーコンサート 平賀光稀	8月27日	参合館			○
出前天体観測会	8月29日	豊田市博物館		○	
わくわく能楽体験	8月30日	能楽堂		○	○
K-TEN. 31	8月30日	市民文化会館	○	○	○
能狂言が見たくなる講座 in 交流館 はじめての能楽堂	9月9日	浄水交流館	○		
パイプオルガンを楽しむための講座 第2回「国ごとのオルガンの違い」	9月11日	コンサートホール	○		○
わかもの未来デザインラボ	9月13日	青少年センター			○
第45回記念豊田書道連盟展 祝賀会	9月13日	名鉄トヨタホテル	○	○	○
月例茶会	9月14日	童子苑	○	○	○

第 45 回記念豊田書道連盟展	9 月 14 日	市民文化会館	○	○	○
豊田東名ライオンズクラブ設立 50 周年記念 梯剛之チャリティコンサート	9 月 14 日	市民文化会館	○		
第 51 回華道豊展	9 月 18 日	市民文化会館	○	○	○
すすき能 能「鉄輪 早鼓之伝」・狂言「棒縛」	9 月 21 日	能楽堂	○	○	
国際首長フォーラム実行委員会	9 月 22 日	豊田市役所	○		
鈴木優人 B C J の仲間たち	9 月 23 日	コンサートホール	○		
おいでん！コンサートホール	9 月 27 日	コンサートホール	○		○
豊田市ジュニアオーケストラ後期入団式	9 月 28 日	コンサートホール	○	○	○
ふれあいまつり	9 月 28 日	崇化館・若園交流館	○	○	○
豊田市ジュニアオーケストラ 理事会	10 月 1 日	コンサートホール	○		
第 45 回記念墨豊会書展	10 月 3 日・5 日	市民文化会館	○	○	○
琴伝流大正琴弦洲会 創立 40 周年記念豊田支部大会	10 月 4 日	市民文化会館		○	
学生によるまちづくり提案事業中間報告会	10 月 4 日	青少年センター	○	○	○
ふれあいまつり	10 月 5 日	逢妻・上郷・豊南・松平交流館	○	○	
喜楽亭オータム茶会（手ぬぐい贈呈式）	10 月 5 日	喜楽亭	○	○	
サロン事業 鼓体験会	10 月 11 日	青少年センター	○	○	○
月例茶会	10 月 12 日	童子苑	○	○	○
2025 国際首長フォーラム	10 月 14 日 ～16 日	名鉄トヨタホテル ほか	○		
深宇宙展 内覧会	10 月 17 日	豊田市博物館	○		○
第 40 回記念論古書展	10 月 17 日	市民文化会館	○	○	○
森の音楽会	10 月 18 日	総合野外センター		○	○
ふれあいまつり	10 月 19 日	足助・井郷・稲武・猿投北交流館	○	○	○
とよたまちなか芸術祭 2025	10 月 22 日	豊田市駅周辺	○	○	○
能狂言が見たくなる講座「60分で観てみる能～鑑賞入門「清経」～」	10 月 22 日	能楽堂			○
第 16 回雙根会書展	10 月 24 日	市民文化会館	○	○	○
浄水中学校・浄水交流館 10 周年記念式典 ・ふれあいまつり	10 月 25 日	浄水交流館	○	○	○
ふれあいまつり	10 月 26 日	石野・小原・下山・高橋・藤岡南・前林・若林交流館	○	○	○
能狂言が見たくなる講座「能と神楽」	11 月 1 日	能楽堂		○	
ふれあいまつり	11 月 2 日	旭・朝日丘・梅坪台・猿投台・末野原・藤岡・保見・益富・美里・竜神交流館	○	○	○
第 51 回マーチングバンド東海大会	11 月 2 日	愛知県体育館			○
プラネタリウムコンサート	11 月 2 日	科学体験館	○	○	
森の絵本	11 月 3 日	総合野外センター	○	○	
農村舞台アートプロジェクト 2025	11 月 8 日	深見町磯崎神社	○	○	○

か〜るくラシック お昼のコンサート 葵トリオ	11月12日	コンサートホール	○		
田中彩子ソプラノ・リサイタル 2025	11月15日	コンサートホール			○
とよたこども創造劇場修了公演	11月16日	市民文化会館			○
豊田市ジュニアマーチングバンド 全国大会出場壮行会	11月23日	松平体育館	○	○	○
秋季市民茶会	11月23日	童子苑 ほか	○	○	○
NHK交響楽団 in 豊田	11月23日	市民文化会館	○	○	○
ベルリン・フィルハーモニー ホルン・カルテット	11月28日	コンサートホール	○		○
美里交流館 20 周年記念事業 「ありがとうフェスタ」	11月29日	美里交流館	○		○
創流 75 周年記念 第 75 回景風流いけばな展	11月29日	市民文化会館	○		○
繭ランタンを作って光らせよう with イルミネーション点灯式	11月29日	産業文化センター	○		○
交流館事業ほか 25 回	5月1日～ 11月30日	交流館 ほか			○